

# 榛東村教育振興基本計画

令和 6 年度



令和 10 年度



# 榛東村教育振興基本計画

## 目 次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| I   | はじめに                               | 1  |
| II  | 基本理念                               | 1  |
| III | 基本計画                               | 1  |
| IV  | 教育大綱の対象期間                          | 3  |
|     | 教育政策1 将来に向け、生きて輝く力の育成              | 3  |
|     | 目標（1） 確かな学力の育成                     | 3  |
|     | 目標（2） 豊かな心の育成                      | 5  |
|     | 目標（3） 健やかな体の育成                     | 6  |
|     | 目標（4） 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成        | 7  |
|     | 目標（5） 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進    | 8  |
|     | 教育政策2 生涯学び、 <u>心豊かに生活できる環境</u> の整備 | 9  |
|     | 目標（6） 生涯にわたる多様な学びの推進               | 9  |
|     | 目標（7） 地域の学びを支える社会教育の推進             | 10 |
|     | 教育政策3 誰もが安心して学べる機会の確保              | 11 |
|     | 目標（8） 教育の機会均等に向けた保護者負担の軽減          | 11 |
|     | 目標（9） 多様なニーズに対応した教育機会の提供           | 12 |
|     | 教育政策4 教育政策推進のための基盤の整備              | 14 |
|     | 目標（10） 教職員が十分に力を発揮できる学校指導体制の整備等    | 14 |
|     | 目標（11） I C T利活用のための基盤の整備           | 15 |
|     | 目標（12） 安全・安心な教育環境の整備               | 16 |
|     | 目標（13） 児童生徒等の安全の確保                 | 17 |
| V   | 資料                                 | 18 |

## I はじめに

グローバル化の進展、高度な知識を基盤とした社会、情報技術の革新的な進歩が密接に関係しながら進行している現代社会において、知識はこれまでにない速さで陳腐化していきます。また、一方の課題の解決に向けた取組が他方の問題を深刻化するなど、絡み合い複雑化する社会的な課題や問題に対処するために、一つの明確な答えを見いだすことは困難になっています。

このような現状を踏まえれば、異文化や異なる価値観を生かし、互いに影響し合いながら他者と協働し、多くの人たちにとって納得できる最良の答えを見いだしていける人材が、未来を切り拓いていくのだと思います。それは、自分ひとりだけでなく周りの人たちも共に満たされ幸福な状態を継続できるような共生社会の担い手でもあります。

そのためには、多くの知識や技能を効率的に教える教育では対応できません。自立的で他者との協働による探究的な学びを通して知識を再構成しつつ資質や能力を獲得できるような教育が、一層求められているのです。AIの進化により、学習体験はより個々の学習者の能力やニーズに合わせて個別化され、リアルタイムのフィードバックも可能になるでしょう。学習者自身が自分の学びを客観的に捉え、自ら学び方を絶えず修正し、自己を高めようとする資質・能力やそれを支える意思の力も重要です。

私たちは、このような、学習者自らが学びを通して自己を高めていく学びを、地域・学校・家庭の連携によって創造していこうと考えています。

## II 基本理念

榛東村教育委員会は、学校・家庭・地域社会との連携を図りつつ、教育内容の改善・充実、環境の整備を図ることにより、全ての村民が夢や希望をもち自身の生き方を自ら切り拓くことのできる人づくりを基本理念として、令和6年度から令和10年度までの5年間を対象機関として、以下の基本方針により施策を推進していきます。

## III 基本方針

本村における教育の振興を図るため、これまで構築してきた教育施策及び教育環境の財産を継承しつつ、新たに取り組むべきものを積極的に取り入れ、改善すべきものには迅速に対応しながら各施策に取り組みます。

- 子供たちに「生きる力」を育むために、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力及び人間性」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」を育成する教育を推進します。
- 基本的な生活習慣や規範意識の確立を通して、子供たちに社会の一員としての基盤を形成するとともに、家庭や地域と連携・協力し、社会に開かれた信頼される学校経営に努めます。
- 村民の学習需要に応えるため、地域の芸術・文化に触れたり、スポーツやレクリエーションに親しんだりする機会を提供するとともに、村民の生涯学習活動を支援し、異世代間の交流・つながり・心の絆づくりの場を提供するなど、生涯学習の基盤の整備を推進します。

- 地域ぐるみの人権教育を通して思いやりのある村づくりに努めるとともに、地域・学校・行政が互いに連携・協力して、次代を担う子供たちを育む環境づくりに努めます。

上記4点を基本方針とし、次の4つの基本施策と13の主要施策を実施します。

教育政策1 将来に向け、生きて輝く力の育成

- 目標(1) 確かな学力の育成
- 目標(2) 豊かな心の育成
- 目標(3) 健やかな体の育成
- 目標(4) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- 目標(5) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

教育政策2 生涯学び、心豊かに生活できる環境の整備

- 目標(6) 生涯にわたる多様な学びの推進
- 目標(7) 地域の学びを支える社会教育の推進

教育政策3 誰もが安心して学べる機会の確保

- 目標(8) 教育の機会均等に向けた保護者負担の軽減
- 目標(9) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

教育政策4 教育政策推進のための基盤の整備

- 目標(10) 教職員が十分に力を発揮できる学校指導体制の整備等
- 目標(11) ICT利活用のための基盤の整備
- 目標(12) 安全・安心な教育環境の整備
- 目標(13) 児童生徒等の安全の確保

## Ⅳ 基本施策と主要施策

### 教育政策 1 将来に向け、生きて輝く力の育成

#### 目標（１） 確かな学力の育成

##### 【現状と課題】

日本の児童生徒は、PISA2022 等の学習到達度調査において、世界トップレベルにあります。榛東村の児童生徒は、令和５年度に実施したＣＲＴ標準学力調査及び全国学力・学習状況調査において、概ね全国並みの正答率となっています。

##### 【取組の方向】

これからの時代に求められる資質・能力を育成するために、これまでの学校教育の取組を生かしつつ、学習の質を一層高める授業改善等を推進します。

##### 【主な取組】

##### ○ 新学習指導要領の着実な実施と「令和の日本型学校教育」の構築

新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解・実現されるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進し、児童生徒に社会で一定の役割を果たし未来を拓くために求められる資質・能力の育成を図ります。

カリキュラム・マネジメントを推進し、量的に評価可能な学力及び量的な評価がなじまない学力を総合的に捉え、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による、全ての子どもたちの可能性を引き出す質の高い教育の実現に努めます。

##### ○ 子供の学ぶ姿から立ち上げる授業改革の推進

主体的・対話的で深い学びの実現と学力の確実な獲得に向け、専門的かつ先進的な知見をもつ授業改革専門アドバイザーを招聘し、子供一人一人の学ぶ姿に着目した授業研究を推進します。授業デザインの柱となる本村独自の「授業スタンダード」を小中学校で共通にし、子供の思考の流れに沿ったよりよい授業を追究します。

##### ○ ICT機器の利活用による授業と家庭学習の高度化

ICT機器の利点を踏まえて積極的に利活用し、デジタルとアナログを効果的に組み合わせ、より質の高い授業につなげます。

タブレット端末は、家庭学習にも活用し、補充、復習、予習に効果的・効率的に取り組めるようにし、授業と家庭学習の連携と高度化に努めます。

##### ○ 幼児期における教育の質の向上

小学校との接続を考慮し、幼稚園教育において育みたい資質・能力や、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にした上で、環境を整え、遊びを通して幼児の主体的な学びが促されるようにします。

##### ○ 幼児期から中学校卒業までの連携の推進

各学校園の連携が容易な本村のスケールメリットを生かして、村立中学校・小学校・幼稚園・私立保育園・認定こども園の教職員による合同研修や情報交換等を実施し、各学校間の円滑な接続と連携を推進します。

小学校においてはスタートカリキュラムの充実を図り、架け橋期（義務教育開始後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育みます。

○ 学習支援員や補助教諭の配置

幼稚園に補助教諭、小中学校に学習支援員を配置し、個に応じたきめ細かな指導による支援を行います。

## 目標（２） 豊かな心の育成

### 【現状と課題】

本村では、榛東村いじめ防止基本方針に則って、いじめ防止の取組を推進しています。現時点ではいじめによる重大事態は発生していませんが、悪口や冷やかしのいじめはどの学校でも発生しています。

### 【取組の方向】

道徳教育や人権教育の充実により、自他を大切にする心や自己肯定感を育み、体験活動等を通して社会性や規範意識を身に付けるとともに、自ら考え、行動し、最後までやり抜く力を育成します。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 道徳教育の推進

小・中学校における「特別の教科 道徳」の実施により、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として向き合う「考え、議論する道徳」への転換を図ります。

#### ○ いじめ等への対応の徹底

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめ防止基本方針に則った取組を推進し、未然防止に努めるとともに、いじめを許さない学校・学級風土の確立を図ります。

また、いじめ防止子供会議の開催等、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を支援します。

#### ○ 人権（同和）教育の推進

学校と地域が連携した地域ぐるみの人権（同和）教育を推進するとともに、心あたたかく思いやりのある子供の育成を目指し、教職員研修や啓発活動等を通して、基本的人権の尊重や人権感覚の涵養を図ります。

また、児童生徒の自殺防止に向けた取組を行い、ＳＯＳを出しやすい学校・学級づくりを支援します。

#### ○ 体験活動や読書活動の充実

集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加等の様々な体験活動を支援します。

また、学校司書の配置や学校図書館の充実、村有施設とのネットワーク化等により、子供の読書活動を推進します。

#### ○ 伝統や文化等に関する教育の推進

村の伝統文化や文化財、耳飾り館の活用、移動音楽教室の開催等、郷土の伝統や文化に触れることで、郷土に誇りや愛着を育むようにします。

#### ○ 青少年の健全育成

情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域等との連携により実施します。

## 目標（３） 健やかな体の育成

### 【現状と課題】

本村の児童生徒の体力の平均値は概ね全国と同等の結果ですが、日常的に運動をしている子としていない子の二極化が進んでいます。

令和５年度には学校給食においては、アレルギー疾患等により除去等の対応を実施している子供は、村立幼稚園、小中学校全体で１００名を超え、さらに増加する傾向にあります。

### 【取組の方向】

保健教育や食育等を充実させるとともに、学校体育や適正な部活動を通して、子供たちに生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 学校保健・学校給食、食育の充実

学校の教育活動全体を通して基本的な生活習慣の確立を進め、体育・保健体育等の教科学習を中核として保健教育を充実させます。メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、幼稚園への養護教諭の配置や医療的ケアを要する幼児児童生徒への看護師の配置、スクールカウンセラーの配置、学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進します。

学校給食においては、子供たちの給食の様子や嗜好を踏まえ、子供たちの食習慣やバランスの取れた適切な栄養が摂取できる安全な給食を、食物アレルギー等に配慮しつつ提供します。

また、子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭を中核として学校給食を活用した実践的な指導を行う等、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図るとともに、学校給食に地場産物を活用する取組を行います。

#### ○ 学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

体育の授業を工夫して、運動の質や量を確保するとともに、休み時間等を活用して楽しく運動できるようにします。

また、部活動における活動場所の提供等、スポーツの機会の充実を図ります。

#### ○ 適正な部活動の実施

部活動の実施については、国のガイドラインや県の方針に則って作成した村の方針の下、活動内容や活動時間、休業日等を適正に設定して取り組みます。

また、部活動指導員や外部指導者を配置するとともに、地域の人材を積極活用して地域のスポーツや文化活動の振興と一体的に推進し、指導内容の充実や円滑な部活動の実施等を図ります。



## 目標（４） 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

### 【現状と課題】

社会情勢や社会構造、雇用環境等の急激な変化により、子供たちが成人して社会で活躍する頃には、予測が困難な時代となると推測される。そのような時代にあっては、一人一人が社会の変化に主体的に向き合い、関わり合って、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓く担い手になることが期待され、生涯学び続けながら自らのキャリアを形成する資質能力が求められる。

学校においては、キャリア教育の理念を十分理解し、発達の段階に応じたキャリア教育の一層の充実を図ることが必要となる。

### 【取組の方向】

発達の段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、主権者教育等を進め、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成します。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 各学校段階におけるキャリア教育の推進

幼稚園から中学校まで、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。小中学校においては、教科等を横断したキャリア教育全体計画を基にした年間指導計画を通して、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

また、教科を中心に主権者教育や消費者教育の充実も図ります。

## 目標（５） 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

### 【現状と課題】

学校教育の抱える課題は多様化・複雑化しており、学校だけでは対応が困難になっています。一方で、住民同士のつながりの希薄化等により、地域における教育力が低下してきています。

### 【取組の方向】

地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりを推進します。また、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校を核とした地域づくりを進めます。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 学習習慣・生活習慣の確立

学校間連携や家庭・地域との連携を通して、学習習慣や生活習慣を確立します。

#### ○ 家庭の教育力の向上

地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図ります。

#### ○ 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度及びコミュニティ・スクールを積極的に活用し、学校をハブにした地域と共にある教育を推進します。

#### ○ 学校支援センター等の充実、地域の教育力の活用

地域の大学や高校との連携や、ぐんぐんスクールでの地域の大学生の活用等、地域の特色を生かした事業を展開します。

学校が地域の様々な教育力を取り入れて教育活動の充実が図れるよう、人材バンク等を充実させて、学校への情報提供を推進します。

#### ○ 地域の教育力を活用した子供たちの居場所づくり

放課後子供教室等、地域住民との異世代間交流や学習を行う取組を推進します。

また、防災中枢機能施設や村有施設、ＩＣＴ機器等を積極活用し、ぐんぐんスクール等、放課後や長期休業中における学びの場づくりを推進します。

## 目標（６） 生涯にわたる多様な学びの推進

### 【現状と課題】

高齢者を含むすべての村民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が重要です。

### 【取組の方向】

様々な関係団体等と連携し、村民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

### 【主な取組】

- 多様な課題に対応した学習機会の充実、社会教育施設の有効活用

防災中枢機能施設の公民館施設等の社会教育施設において、村民ニーズに対応した様々な学習情報や学習機会を提供するとともに、生涯学習の拠点として適切に運営します。

また、講座や講師の人材バンクの充実を図ります。

- 社会教育推進体制の充実

社会教育団体等の自主的な活動の促進、専門的な知識や技能を有する指導者の発掘と養成、社会教育団体やボランティア団体の連携強化に努めます。

- 文化団体の育成

文化団体の育成及び芸術文化の振興を図るため、文化協会に対して補助金を交付します。

- 子ども会活動の推進

子ども会の資質向上及び地域づくりの一層の充実振興を図るため、子ども会育成会連絡協議会に対して補助金を交付します。

- 芸術文化の振興

芸術文化の振興及び人材育成を図るため、優秀な成績を収めた者や団体に対して奨励金を交付します。

- 文化財の普及

村内の文化財の周知を図るため、学校と連携して、地域の文化にかかわる冊子の活用や伝統文化教室の開催等を実施します。

耳飾り館では特別展示や企画展等を開催し、文化財の普及に努めます。

- 文化財の保護

村内の文化財の適正な保護に努めるとともに、対象事業者に対して補助金を交付します。

## 目標（７） 地域の学びを支える社会教育の推進

### 【現状と課題】

ライフスタイルの変化等により、スポーツ・レクリエーションの目的がこれまでの健康や体力の保持・増進だけでなく、友人や家族間の交流等、多様化してきており、誰もがいつでも気軽に取り組める場や機会の提供が重要になっています。

また、社会情勢の変化に伴い、いじめ・不登校・引きこもり・ニート等、青少年の抱える課題が変化してきています。

### 【取組の方向】

地域住民が自主的・自発的に行う学習活動を奨励・支援します。また、青少年の健全育成を目指します。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 社会体育施設の有効活用

しんとう総合グラウンドやしんとうスポーツアリーナ等の既存施設に加え、学校開放施設等の有効活用による場の確保等を通じ、村民が各々の年代や関心等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実します。

施設の貸出に当たっては Web を介した予約システムの導入、屋内体育施設の夏季・冬季における空調活用の制度化を行い、村民の利便性の向上とスポーツに親しむ機会の拡充に努めます。

#### ○ 生涯スポーツの推進

生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活が送れるように住民主体のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、健康増進レクリエーション種目の提供、高齢者や障害者の活動機会の推進等、身近に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

#### ○ スポーツ推進体制の充実

スポーツ団体や指導者の育成・確保を図るとともに、スポーツ協会やスポーツ推進委員との連携により、指導体制の充実と自主活動の促進に努めます。

#### ○ 奨励金の支給

スポーツ活動を促進し振興を図るため、全国大会等のスポーツ競技大会等に出場した対象者に奨励金を交付します。

#### ○ 青少年教育の推進

青少年が世代を越えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、体験活動や情報提供の充実を図ります。

目標（８） 教育の機会均等に向けた保護者負担の軽減

【現状と課題】

経済状況から就学援助の申請をする家庭が増えてきています。子供たちの誰もが、家庭の事情にかかわらず、未来に希望をもてるようにする必要があります。

【取組の方向】

教育の機会均等に向け、引き続き、保護者負担の軽減を図ります。

【主 な 取 組】

○ 小中学校における教育費負担の軽減

小中学校においては、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助費（学用品費・入学時の学用品費・学校給食費・修学旅行費・児童生徒会費・PTA会費・中学校の部活動費）を支給します。

なお、入学時の学用品費については、入学前に支給するようにします。

○ 学校給食費の軽減・無償化

第3子以降の学校給食費を無償化します。

また、小中学校に通う子供たちの学校給食費を全額無償化します。

併せて、食物アレルギーや宗教等の制約により学校給食を食べられず弁当等を持参している家庭に対し、学校給食費相当額の補助を支給します。

○ 学校給食及び食育の推進

学校給食の提供を通して食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。地域の安全で美味しい食材の活用を推進し、地域の産業や風土に根ざした食の大切さについての理解を深めます。

また、食物アレルギーに対応した学校給食センターを整備し、食物アレルギーのある子供に対する一部代替献立を提供して、家庭の負担を軽減します。

## 目標（９） 多様なニーズに対応した教育機会の提供

### 【現状と課題】

特別な支援を要する子供や不登校児童生徒、外国籍で日本語の話せない子供等が増えてきており、それらに対応する教育が求められています。近年、多様化・複雑化している子供の問題を、心理的な面・環境的な面から解決に導くため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実も重要です。

### 【取組の方向】

多様なニーズにできる限り対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育に努めます。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 特別支援教育の推進

幼稚園・小中学校に特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。

支援に当たり、児童生徒の個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、合理的配慮の下、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。特別支援教育指導員が村内小中学校を巡回し、集団での学習や生活に困難さを抱える子供への適切な指導の在り方、対応等について指導を行い、早期の対応に努めます。また、福祉部局や心理の専門家等と連携しながら各学校間で情報を共有し、切れ目のない支援をするとともに、子供や保護者の気持ちに寄り添って適切な就学につなげます。

言語や情緒等に軽度の障害のある子供に対する通級指導教室を設置し、個に応じた指導を行います。

#### ○ 医療的ケアを要する子供への看護師配置

医療的ケアを要する子供に対しては、状況に応じて看護師を配置します。

#### ○ 不登校児童生徒の教育機会の確保

学校や家庭、スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、相談体制の充実を図るとともに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進します。加えて、教育支援相談員を配置し、集団での学習や生活に困難さを抱える子供や保護者への面談や家庭訪問による支援、指導に当たる教員に対する指導を行います。

また、適応指導教室で本籍校に復帰することを目標に学習支援等を行います。

#### ○ 外国籍児童生徒等への日本語指導の実施

日本語指導の必要な児童生徒等に対しては、特別な教育課程を編成するとともに、状況に応じて、日本語指導を行うための支援員を配置します。

日本語の習得の程度によって必要な場合には、教育委員会事務局におけるプレスルールを実施するとともに、自動翻訳機の導入等による支援を行います。

#### ○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用

いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題の解決に向け、児童生徒の心理に関して高度な専門的知見を有するスクールカウンセラーを小中学校に配置します。また、児童虐待や貧困等、子供の家庭環境による問題への対処のため、児童相談所や福祉部局との連携、スクールソーシャルワーカーの活用等により支援を行います。

#### ○ 様々な理由で登校が困難な子供への学習機会の確保

学級・学年閉鎖、長期病気療養、不登校、その他の理由で登校が困難な子供に対し、

タブレット端末を貸し出し、リモート授業や学習コンテンツを用いた学習機会の確保に努めます。

○ ぐんぐんスクール等の実施

ぐんぐんスクール等を実施することで、放課後や土曜日、長期休業中における学びの場を設け、指導補助員を配置して子供の主体的な学びを支えます。

○ 幼稚園における子育て支援

預かり保育の実施や子育て支援センターの開設により、子育てを支援します。

目標（10） 教職員が十分に力を発揮できる学校指導体制の整備等

【現状と課題】

近年、教師の長時間労働が社会問題となっています。質の高い教育活動や適正な職務執行を確保するためには、ワークライフバランスの実現が不可欠です。

また、学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等を一人で抱え込まずにチームとして対応することが重要になっています。

教職員が十分に力を発揮するためには、教職員一人一人が教育公務員としての使命を再認識し、村民から信頼される学校づくりをする必要があります。

【取組の方向】

教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、互いに高め合う職場づくりを推進します。

【主 な 取 組】

○ 業務内容等の精査、勤務時間管理

子供に向き合う時間の確保のため、業務内容等の精査を推進します。

また、校務支援システムと連動した教師の勤務時間管理を導入して労働時間を把握するとともに、時間外勤務の原因を精査して改善につなげます。

○ 部活動指導員及び外部指導者の配置

中学校においては、部活動指導員や外部指導者を配置するとともに、地域の人材を積極活用して土日を中心とした部活動地域移行を推進し、部活動における教師の負担を軽減します。

○ 教職員の指導体制

校長のリーダーシップの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員、スクールカウンセラー等の様々な教職員が、それぞれ連携・分担して子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校（チーム学校）の実現に向け取り組みます。

また、指導主事等の学校訪問を通して、指導助言を行います。

○ 教職員の主体的な健康管理

悩み等を率直に話しやすい職場環境づくりを推進します。

また、ストレスチェックを実施して、心身の健康の保持増進を推進します。

○ 教師の資質能力の向上

研究授業及び授業研究会の開催、村教育研究所事業の推進、国や県の研修への参加等を促進し、すべての子供に質の高い教育を受けられるようにします。

また、教職員一人一人の能力や業績を適切に評価する教職員評価を実施し、評価結果の教職員の処遇等への適切な反映を促進します。

○ 服務規律確保の徹底

服務規律確保について、研修会等の機会に繰り返し確認するとともに、教職員の主体的な服務規律行動計画の策定を推進し、信頼される学校をつくります。



## 目標（11） I C T利活用のための基盤の整備

### 【現状と課題】

情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として新学習指導要領に位置付けられました。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における I C T機器利活用の促進や、校務の I C T化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上も重要になっています。

I C T環境整備については、平成 3 0 年度に小学校の P C の入れ替え及び、中学校の無線 L A N 整備、平成 3 1 年度に中学校の P C の入れ替えとタブレット P C（生徒用 1 5 0 台）の導入を実施しました。令和 2 年度には、G I G A スクール構想に伴う一人一台のタブレット端末の導入と、高速無線 L A N 回線の整備を終えました。

### 【取組の方向】

授業改善に向けた I C T機器利活用の促進や、校務の I C T化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を実現するため、それらの基盤となる学校の I C T環境整備を促進します。

### 【主 な 取 組】

#### ○ I C T機器の利活用における教師の指導力向上

研修や研究授業等を通して、教師の I C T機器を活用した指導力の向上を図り、どの児童生徒にとっても分かりやすく、全ての児童生徒が活躍できる授業の実現に努めます。

授業における I C T機器の効果的な利活用及び、デジタル機器とアナログ教材との効果的な組合せについてを授業研究の中核に据え、授業の質向上と効率化を進めます。

#### ○ 学校の I C T環境整備の促進

児童生徒用コンピューターや大型提示装置、超高速インターネット、無線 L A N の整備・活用など、学校の I C T環境整備を計画的に進めます。

また、タブレット端末の家庭学習等での活用に向け、必要なハードやソフトの整備及び、Wi-Fi 環境の整わない家庭への支援を行います。

#### ○ 校務の I C T化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

校務支援システムの効果的な活用を通して、業務の効率化を進め、教職員の業務負担軽減につながるようにします。

また、児童生徒の成績、出欠又は学籍に関する情報等が統合的に管理されることで、教師による学習指導や生徒指導の質の向上等に生かされるようにします。

## 目標（12） 安全・安心な教育環境の整備

### 【現状と課題】

教育施設の維持管理・更新等を着実に推進していくための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成30年度に個別施設計画（長寿命化計画）を策定しました。

また、中央公民館と学校給食センターについては、「榛東村まちづくり計画」として整備を進めています。これは、災害時の応急給食及び避難所施設等となる防災拠点機能と、平時における公民館機能及び学校給食センター機能とを併せ持つ「防災中枢機能施設」の整備計画です。

### 【取組の方向】

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めます。また、防災中枢機能施設の整備を計画的に実施し、完成後の有効活用を進めます。

### 【主な取組】

#### ○ 教育施設の整備

個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、施設・設備の計画的な更新・改修等に取り組むとともに、適切な維持管理に努めます。

また、天井等落下防止対策及び非構造部材の耐震対策も推進します。

#### ○ 榛東村まちづくり計画の推進

平成30年度に策定した基本構想及び基本計画に則り、整備を推進します。計画は村民のニーズや財政状況等を踏まえ、随時、修正や具体化を行い、村民の多様な生活やニーズに応じたよりよい教育環境の整備に努めます。

#### ○ 村立幼稚園の在り方についての検討・実施

保護者のニーズの変化等による園児の減少傾向を踏まえ、多様な関わりの中でよりよい幼児教育を推進する環境を整備する観点から、村立幼稚園の在り方を検討します。さらに、検討の結果を踏まえて老朽化した園舎やその他の環境整備の充実に努めます。

#### ○ 村有施設における図書のネットワーク化による利便性の向上

小中学校を含めた村有施設の蔵書を統合整理するとともに、蔵書のネットワーク化を推進し、蔵書の適正化と利便性の向上、業務の効率化を図ります。

村民が図書に親しめるような環境づくりに向け、Web上での蔵書検索、貸出予約や蔵書のない村有施設における蔵書検索、貸出・返却等を実現します。加えて、デジタルコンテンツのWebを介した貸出等の環境整備に努めます。

## 目標（13） 児童生徒等の安全の確保

### 【現状と課題】

様々な自然災害や交通事故や犯罪等の新たな安全上の課題も発生している状況を踏まえ、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭・地域・関係機関等とも連携・協働しながら推進する必要があります。

### 【取組の方向】

学校管理下における障害や重度の負傷、死亡事故が発生しないように努めます。また、防犯設備の充実や情報セキュリティの確保に取り組みます。

### 【主 な 取 組】

#### ○ 学校安全の推進

学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な安全体制の構築を促進します。

#### ○ 主体的に安全を確保しようとする児童生徒の育成

通学路の安全マップづくりや交通安全教室、避難訓練等を通して、身の回りの多様な危険に気づき、適切に回避することのできる児童生徒を育成します。

#### ○ 安心・安全な通学のための連携協力の推進

榛東村社会福祉協議会と連携した「シルバー見守り隊」による見守り活動、榛東村駐在所連絡協議会による「安心安全ウォーキング」、榛東村青少年健全育成会連絡協議会による「子供安全協力の家」の普及活動、PTAによるパトロール等、安心・安全な通学のため、地域の連携協力を進めます。

また、警察・学校・PTA・村部局が連携して通学路点検を実施し、危険箇所の改善に向けて対応を検討します。

#### ○ 防犯設備の充実

中学校・小学校・幼稚園や通学路への防犯カメラの設置や、校舎内の防犯システムの強化により、安全対策の充実を図ります。

#### ○ 情報セキュリティの確保

学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICT機器を活用できる環境の整備を進めます。

#### ○ 保護者メールの活用

災害発生等の非常時の情報伝達方法として、保護者メールを活用します。また、大きな地震が発生した場合の対応について周知を徹底し、保護者メールが届かない状況であっても判断して行動できるようにします。

## V 資料

### 1 過去10年間の小中学校児童生徒数 (各年度4月7日時点)

| 年 度    | 北小学校の<br>児童数(人) | 南小学校の<br>児童数(人) | 榛東中学校の<br>生徒数(人) | 児童生徒数の<br>合計(人) |
|--------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 平成26年度 | 460             | 400             | 451              | 1,311           |
| 平成27年度 | 459             | 388             | 421              | 1,268           |
| 平成28年度 | 419             | 380             | 428              | 1,227           |
| 平成29年度 | 411             | 387             | 406              | 1,204           |
| 平成30年度 | 407             | 376             | 416              | 1,199           |
| 平成31年度 | 391             | 375             | 396              | 1,162           |
| 令和2年度  | 367             | 366             | 411              | 1,144           |
| 令和3年度  | 375             | 376             | 390              | 1,141           |
| 令和4年度  | 382             | 392             | 378              | 1,152           |
| 令和5年度  | 377             | 385             | 362              | 1,124           |

### 2 過去10年間の幼稚園園児数 (各年度4月8日時点)

| 年 度    | 北幼稚園の<br>園児数(人) | 南幼稚園の<br>園児数(人) | 園児数の<br>合計(人) |
|--------|-----------------|-----------------|---------------|
| 平成26年度 | 54              | 68              | 122           |
| 平成27年度 | 61              | 79              | 140           |
| 平成28年度 | 55              | 76              | 131           |
| 平成29年度 | 56              | 63              | 119           |
| 平成30年度 | 57              | 60              | 117           |
| 平成31年度 | 53              | 75              | 128           |
| 令和2年度  | 58              | 72              | 130           |
| 令和3年度  | 52              | 64              | 116           |
| 令和4年度  | 49              | 50              | 99            |
| 令和5年度  | 44              | 36              | 80            |

### 3 学校教育施設の耐震化の状況

| 施設名  |       | 建築年月     | 耐震性等                |
|------|-------|----------|---------------------|
| 北幼稚園 | 園舎    | 昭和55年 3月 | 耐震診断の結果適合           |
| 南幼稚園 | 園舎    | 昭和60年 3月 | 耐震基準適合              |
|      |       | 平成5年 3月  |                     |
|      |       | 平成14年 3月 |                     |
| 北小学校 | 校舎    | 昭和56年 3月 | 耐震診断の結果適合           |
|      | 体育館   | 昭和57年 3月 | 耐震工事実施済み（一部は平成23年度） |
| 南小学校 | 校舎    | 昭和53年 3月 | 耐震工事実施済み（一部は平成22年度） |
|      | 特別教室棟 | 平成16年 3月 | 耐震基準適合              |
|      | 体育館   | 平成27年 3月 | 耐震基準適合              |
| 中学校  | 校舎    | 平成24年 2月 | 耐震基準適合              |
|      | 特別教室棟 | 昭和58年10月 | 耐震基準適合              |
|      | 講堂    | 平成12年 3月 | 耐震基準適合              |

◎ 榛東村教育委員会

教育長                      須 永 光 明

教育長職務代理者      岡 部 京 子

委 員                      萩 原 敏 夫

委 員                      小 林 久 行

委 員                      高 橋 俊 一

(令和6年4月1日現在)

